

下呂ボーイズ保護者会会則

(平成 18 年 9 月 1 日制定)

(名称)

第 1 条 この会は、下呂ボーイズ保護者会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、下呂ボーイズの活動全般を支援、協力するとともに、会員相互の親睦を図り、下呂ボーイズ団員及び指導者等のより良い野球環境を整えることを目的とする。

(事務所及び事務局)

第 3 条 本会の事務所及び事務局は、会長宅に置く。

(事業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 練習及び練習試合会場の確保
- (2) 馬瀬グラウンド(憩いの広場)及び周辺の整備、修繕並びに除草作業
- (3) 試合会場への送迎及び試合会場でのグラウンド整備、本部接待、アナウンス等業務
- (4) お茶当番を置き、その日の湯茶の応接業務
- (5) 入団式、合宿、忘年会及び卒団式

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 学年幹事 若干名
- (5) チーム責任者
- (6) チームマネージャー

2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは新たな役員をおくことができる。

(役員の仕事)

第 6 条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行するとともにチーム責任者を兼ねる。

3 会計は、下呂ボーイズ規約第 6 条に定める会計と連携し団費の集金等及び本会の各種書類の作成及び備品の管理に務めるとともにチームマネージャーを兼ねる。

4 学年幹事は、当該学年を統括するとともに当該学年以下をもってチームを構成し試合等を行う場合においてチーム責任者及びチームマネージャーの職務にあたる。

(役員を選出)

第7条 各学年保護者において学年幹事3名以上を互選する。

2 最高学年の学年幹事のうちから会長、副会長及び会計を互選し総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期中に交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が役員会の意見を聞いて委嘱し、総会において報告する。

3 顧問は、本会の運営等に関し助言をすることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、役員会及び総会とする。

2 役員会は、会長が必要に応じて招集し、本会の運営に必要な事項を協議する。

3 総会は、毎年1回、会長が招集し開催する。ただし、役員会において必要が生じたとき又は会長が必要と認めた場合は、臨時に招集することができる。

4 役員会及び総会の議長は、会長があたる。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮りこれを定める。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月6日改正)

この会則は、平成19年9月1日から施行する。